

経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業 活用促進助成金 交 付 要 綱

令和 8 年 4 月 1 日制定
(公社) 全日本トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という）が実施する経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業（以下「本事業」という）の活用を促進するための助成金（以下「助成金」という）の交付について必要な事項を定め、もって助成金の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(本事業の内容)

第 2 条 本事業の内容は、経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業実施規程において定める。

(申請資格)

第 3 条 助成金は、都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という）の会員である中小トラック運送事業者（以下「事業者」という）であって、本事業を利用したものに限り、交付申請をすることができる。

(助成対象経費)

第 4 条 助成対象経費は、事業者が負担したステップ 1（経営診断）、ステップ 2（経営改善支援）及びステップ 3（運賃交渉支援）に係る指定診断士の報酬及び各役務提供に要した指定診断士の旅費交通費とする。

(助成金交付額)

第 5 条 助成金交付額は、本事業におけるステップ 1（経営診断）、ステップ 2（経営改善支援）及びステップ 3（運賃交渉支援）の各段階につき、安全性優良認定（G マーク）取得の有無に応じて、それぞれ以下に定める額とする。

(1) ステップ 1（経営診断）

以下の合計額とする。

- ア 費用のうち 8 万円（ただし G マーク取得事業者については 10 万円）
- イ 指定診断士の旅費交通費（上限 5 万円）

(2) ステップ2 (経営改善支援)

以下の合計額とする。

ア 費用のうち12万円（ただしGマーク取得事業者については13万円）

イ 指定診断士の旅費交通費（上限5万円）

(3) ステップ3 (運賃交渉支援)

以下の合計額とする。

ア 費用のうち1日あたり8万円、上限32万円（ただしGマーク取得事業者については1日あたり9万円、上限36万円）

イ 指定診断士の旅費交通費（上限5万円）

(予算総額)

第6条 予算総額は、2,100万円とする。

(ステップ1 (経営診断) の申込みに係る手続)

第7条 事業者は、ステップ1（経営診断）を受診しようとするときは、地方ト協に対して様式1「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業利用申込書」を提出しなければならない。

2 地方ト協は、前項の申込書を受理したときは、速やかに、全ト協に対して様式2「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業利用申請書」を提出しなければならない。

3 全ト協は、前項の申請書を受理したときは、申込事業者の所在地、本事業の利用実績その他の事情を勘案し、速やかに、指定診断士のうち適当と思われるものに対して事業者の申込内容を通知し、対応を要請する。

4 指定診断士は、前項の要請があった場合は、速やかに、当該申込内容についての諾否を決定し、全ト協に対して通知しなければならない。この場合において、申込みを承諾するときは、遅滞なく、申込事業者と連絡をとり、役務提供に着手しなければならない。

5 全ト協は、前項の承諾通知を受けたときは、速やかに、地方ト協に対して様式3「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業申請受付通知書」によりその旨を通知する。

6 地方ト協は、前項の通知を受けたときは、速やかに、事業者に対して様式4「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業申込受付通知書」によりその旨を通知しなければならない。

(ステップ1 (経営診断) の助成金交付請求に係る手続)

第8条 事業者は、ステップ1（経営診断）に係る助成金の交付を請求しようとするときは、地方ト協に対して様式5「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成金交付請求書」を提出しなければならない。

- 2 地方ト協は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、全ト協に対して様式6「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成金交付請求書」を全ト協に提出しなければならない。
- 3 全ト協は、前項の請求書を受理したときは、その内容及び指定診断士の完了報告を審査し、助成金交付可否を決定する。この場合において、交付決定を行ったときは、前項の請求書を提出した地方ト協に対し、提出日の翌月末に助成金を交付する。
- 4 地方ト協は、前項の助成金の交付を受けた場合は、当該交付額を請求事業者に交付しなければならない。

（ステップ2（経営改善支援）の申込み及び助成金交付請求に係る手続）

第9条 ステップ2（経営改善支援）は、一定期間以内にステップ1（経営診断）を完了した事業者に限り、申込みをすることができる。

- 2 ステップ2（経営改善支援）の申込み及び助成金交付請求に係る手続については、前2条の規定を準用する。

（ステップ3（運賃交渉支援）の申込み及び助成金交付請求に係る手続）

第10条 ステップ3（運賃交渉支援）は、一定期間以内にステップ1（経営診断）及びステップ2（経営改善支援）を完了した事業者に限り、申込みをすることができる。

- 2 ステップ3（運賃交渉支援）の申込み及び助成金交付請求に係る手続については、第7条及び第8条の規定を準用する。

（申込み後の取下げ）

第11条 事業者は、第7条から第10条の規定に基づき本事業の申込みを行った後にこれを取り下げようとするときは、速やかに、指定診断士にその旨を申告するとともに、地方ト協に対して様式7「取下届出書」を提出しなければならない。

- 2 地方ト協は、前項の届出書を受理したときは、速やかに、全ト協に対して様式8「取下通知書」を全ト協に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第12条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成18年7月3日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成19年2月9日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成20年7月22日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成21年7月15日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成22年7月15日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成23年7月15日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成24年6月11日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成25年6月24日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成26年4月15日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成27年5月12日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成28年5月16日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成29年5月19日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成30年5月9日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和元年5月21日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和2年5月7日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和3年4月26日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和4年4月13日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和5年4月19日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和6年6月17日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和7年5月16日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和8年4月1日より適用する。